

令和 4 年 11 月 2 日
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
農山村雇用対策室

民間競争入札実施事業 「農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）」の実施状況報告について

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）については、公共サービス改革基本方針（平成30年7月10日閣議決定、令和元年7月9日閣議決定）において民間競争入札の対象の事業として選定され、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）の規定に基づき、令和2年4月から令和5年3月までの3年間の契約期間による民間競争入札（市場化テスト）を実施していたが、令和4年1月に受託者より事業の廃止の申請がなされ、これを承認したことから、契約は令和4年3月までとなった。

(1) 業務内容

本事業は、①林業求職者に対して事前に林業に関する十分な情報と知識を付与する講習等の事業（就業支援講習）を実施するとともに、就職相談等の支援を行い、併せて②就職先となる林業事業体の雇用管理の改善を支援する事業を一体的に行うことにより、林業の新規就業の促進と職場定着を図り、林業労働力の確保に資することを目的とし実施するものである。

(2) 契約期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

(3) 受託者

株式会社エヌアイエスプラス

(4) 契約額

682,000,000円（内訳：令和2年度 341,000,000円、令和3年度 341,000,000円）

(5) 受託者決定の経緯

令和2年度～令和4年度農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した。令和2年3月5日に開札したところ2者の応札があり、最低価格で予定価格の範囲内で応札した株式会社エヌアイエスプラス（以下「受託者」という。）を落札者として決定した。なお、従前の受託者は全国森林組合連合会であった。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 業務履行の遵守

1) 水準：本事業の実施に当たっては、実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

2) 結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、受託者は業務の実施要領のほか、実施計画に沿った業務の実施を行った。

(2) 事業スケジュールの遵守

1) 水準：受託者は、本事業の実施に当たり、委託事業年間スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

2) 結果：適切に実施された。

本事業の実施に当たり、受託者は詳細な工程や進捗状況等について厚生労働省と定期的に打合せを実施し業務を進めた。また、日常的に電話及びメールによる連絡を行い、厚生労働省は受託者があらかじめ定めたスケジュールに沿って業務を実施していることを確認してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、予定の変更を余儀なくされることもあった。

(3) 事業の目標及び評価

1) 水準：本事業の実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、以下の事項に応じて、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。

2) 結果：令和2年度及び令和3年度の結果は以下のとおり。

項目		要求水準	令和2年度実績	令和3年度実績
支援講習に係る要求水準	支援講習の対象者数	1,000人	496人(未達成)	465人(未達成)
	支援講習の修了者の全産業への就職率	75%以上	74.3%(未達成)	79.6%(達成)
	支援講習の修了者の林業関連分野への就職率	48%以上	30.9%(未達成)	45.2%(未達成)
雇用管理改善に係る要求水準	雇用管理研修会の開催数	各地域ブロックで2回以上かつ全国で45回以上	各地域ブロックで2回以上、全国で43回開催(未達成)	各地域ブロックで2回以上、全国で47回開催(達成)
	雇用管理改善に係る相談、指導及び援助等を行った後に、雇用管理改善に取り組んだ事業主等の割合	84%以上	94.7%(達成)	98.9%(達成)

(4) 評価

(3) 事業の目標及び評価においては、設定された要求水準をすべて満たすことはできなかった。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、会場の閉鎖や都道府県からの就業支援講習の中止依頼等によって計画どおり事業が進められなかったことが要因であり、受託者においてプロジェクト体制を強化しつつ計画の立て直しを図る措置を講じたが、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たすまでに至らなかった。

3. 実施経費の状況及び評価

	契約額(税抜き)	支払額(税込み)
①従前経費(平成30年度)	351,117,700円	327,888,790円
②実施経費(令和2年度)	310,000,000円	241,641,995円
③実施経費(令和3年度)	310,000,000円	208,817,922円
増減額(②-①)	41,117,700円減額	86,246,795円減額
増減額(③-①)	41,117,700円減額	119,070,868円減額
増減率(①/②)	11.7%減	26.3%減
増減率(①/③)	11.7%減	36.3%減

契約額については、市場化テスト導入前(平成30年度)と導入後(令和2年度及び令

和3年度)を比較した結果、いずれの年度も41,117,700円、11.7%の減額となった。

また、支払額については、市場化テスト導入前(平成30年度)と導入後を比較した結果、令和2年度は86,246,795円、26.3%の減額、令和3年度は119,070,868円、36.3%の減額となった。市場化テスト導入前より減っている要因は、受託者による人件費の減少及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う就業支援講習の中止等により経費が発生しなかったことが影響している。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「労働保険特別会計雇用勘定公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を行っている。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会(※)において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が行われている。

※雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本的見直し」などの評価を行うもの。

5. 令和4年度事業の調達

事業廃止に伴い令和4年度は単年度の事業実施となったことから、市場化テスト外として調達を行った。調達方法として一般競争入札(総合評価落札方式)を採用することにより、あらかじめ公共サービスの質の確保を図ることとした。

調達においては、応札可能性のある事業者への声かけなど複数応札に向けた取組を行ったことにより、複数の事業者が関心をもったものの、応札は一者であった。開札の結果、全国森林組合連合会(市場化テスト実施前及び市場化テスト第1期の受託者)が落札し、令和4年度事業の受託者となった(事業開始は11月1日から)。

6. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に受託者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為を行ったりすることはなかった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み(公共調達委員会、雇用保険二事業懇談会)を備えている。
- ③ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、41,117,700円(令和2年度、3年度とも)の減額となった。また、支払額では令和2年度が86,246,795円、令和3年度が119,070,868円の減額となった。
- ④ 公共サービスの質については、受託者が十分な質の確保ができないまま令和3年度末をもって事業を廃止することとなり、公共サービスの継続性の点において課題が残る結果となった。ただし、令和4年度は、従前において本事業の実施実績のある全国森林組合連合会が総合評価落札方式により新たな受託者となったことにより事業実施の確実性の向上が見込まれ、公共サービスの質の課題は克服される環境となったといえる。
- ⑤ 競争性に関しては、本市場化テストの調達において、入札参加資格の改善等、複数応札に向けた可能な限りの取組(公告期間の長期間確保、情報開示の充実、業務内容の明確化、事業者への周知等)の実施により複数応札となったものの、結果として落札者(受託者)が契約途中で事業を廃止したことを考慮すると、当該取組の実施をもって競争性が改善されたとはいいがたく、実質的には一者応札が継続していると評価している。なお、市場化テスト外ではあるが、令和4年度事業の調達においては再

び一者応札であった。

7. 今後の事業

(1) 競争性の確保のためのこれまでの取組及び改善が困難な事情

本事業は、市場化テスト2期目であるところ、競争性確保のため、公告期間の長期間確保、情報開示の充実、業務内容の明確化、事業者への周知等を実施したが、実質的な一者応札が継続している。

上記の取組によっても競争性の確保が困難であった理由は、新規参入するための体制構築が困難であることが考えられる。本事業は、民間事業者自身の林業就業や雇用管理にかかる専門性、地方自治体や林業労働力確保支援センター等の林業関係者間のネットワークを活用しながら、地域の実情に応じた複数の講習等を企画・実施するものである。林業は、地域によって主要樹種や山林地の勾配、気候等が異なるため、地域ごとの実情に応じて作業が行われており、本事業の実施に当たっても、地域の実情や受講者のニーズに応じたカリキュラムや使用教材の作成、就業支援講習の実習フィールドの設定、各地での伐木経験など林業に精通した者（地域アドバイザー）の確保が必要である。このため、これらのノウハウ等をあらかじめ有していない事業者にとっては、本事業の実施に苦慮することが容易に見込まれるとともに、参入への障壁となっていることが考えられる。

本事業の実施に当たっては、上記のような林業という業種特有の専門性の発揮が不可避であり、引き続き競争性確保のための取組を行っていくものの、複数の応札者を得ることは難しい状況にあると考えられる。

このため、本事業については終了プロセスへ移行し、厚生労働省の責任において実施することとしたい。

(2) 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、厚生労働省自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたい。